経済産業省

資料１

再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について

資源エネルギー庁

2023年3月27日

前回開催からの進捗

- 前回の本委員会において、**一般送配電事業者に付与していたID等を利用して小売電気事業者が再エネ業務管理システムを不正に閲覧した事案**について、概要及び報告徴収の実施状況についてご報告させていただいた。
- 上記に加え、３月６日に、**みなし小売電気事業者全社に対して報告徴収を実施**するとともに、本事案に係る「**ID・パスワード管理の不徹底による情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点からの評価**」について、**電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取**を実施した。

【事実経過】

２月3日（金）：東京電力パワーグリッド㈱（以下「東電PG」）から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー㈱（以下「東電EP」）の一部社員が利用し、**認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡**が資源エネルギー庁に対してあり、**当該事案が判明**。

2月6日（月）：更なる情報漏えい防止のため、**全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止**。

2月10日（金）：**東電PG、東電EP及び他の全ての一般送配電事業者に対して、再エネ特措法第52条第１項に基づく報告徴収**を実施。

2月16日（木）：**同日までに、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者で同様の事案が発生したことが判明**。各社（みなし小売含む。）に対して事案の詳細を調査するため、**更なる報告徴収を実施**。

3月6日（月）：**みなし小売電気事業者全社への報告徴収**

3月10日（木）：同日までに全ての報告徴収に対し、各社から回答提出。

3月15日（水）：**電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取**を実施

（参考）前回いただいたご意見

- 消費者、需要家の側から見ると、本来であれば、見たり伝えてはいけないものが漏えいしているということで、**かなり不信感につながっているということがあるのは事実**。前向きに捉えるということも重要だが、**本来はやってはいけないことをぜひしっかり反省して、その上での改善策を考えてほしい**。

- **小売電気事業者、一般送配電事業者が、目的外利用の禁止というルールに逸脱した行為を行ったということについては非常に遺憾**。大いに反省すべき。

- 原因究明、再発防止策を検討されていると思うが、その結果、むしろ業務上の必要性、あるいは効率性、**正当な目的のために**、**こうした情報共有が必要な場面があるということが判明したら**、**利用目的を再整理・明確化をし、情報のアクセスの方法や管理のあり方についてよりよい方向になるように整理をしてほしい**。

- **公正な競争への悪影響や個人情報の保護等といった観点を踏まえつつ、適切な情報の利用のあり方を議論していく**ということは、このシステム全体でも理にかなう。

- **送配電網協議会、電気事業連合会からもコンプライアンスの徹底という話があった**が、しっかりと進めていただきたい。

- **新電力はFIT買取を行うにあたって発電事業者一件ずつに対して確認**をしていた。**システムでの確認ができるのであればそのようなことはせずともよかった**。

今回報告された事案概要①

- 一般送配電事業者からID等が流出した経緯は概ね、①**送配電担当者が小売担当者に共有**、②**送配電担当者が小売へ転籍等し、転籍後に利用・共有**、③**社内システム上での共有**に大別。
- みなし小売電気事業者は、交付金申請関係や問い合わせ対応など、**主に事務手続の効率化のためシステムを閲覧**。**全社とも、閲覧情報を営業活動目的には利用していないとの回答**。

	ID・PWを小売に共有した経緯	小売のシステム閲覧目的
北海道電力ＮＷ／ 北海道電力	分社化前に北海道電力の送配電部門の社員から、同社の小売部門の一部社員に対して、**メールでID等を提供**	認定情報確認、**交付金申請エラー解消**
東北電力ＮＷ／ 東北電力	送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に異動。**送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用**	**認定事業者からの照会対応**、債権譲渡に伴う契約有無の確認、出力制御発生者の対象確認
東京電力ＰＧ／ 東京電力ＥＰ	・東京電力EP社員の求めに応じて、**メール等でID等を提供** ・送配電に在籍していた社員が東京電力EPに異動。**送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用**	認定情報確認（認定事業者の**事業税非課税事業者の該当性**の確認を含む）、**交付金申請エラー解消**等
北陸電力送配電／ 北陸電力	・送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に異動。**送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用** ・**ID等が記載されたマニュアル**が、**HD**（小売部門）**と共用されるデータベースで閲覧可能**な状態にあった。 ※実際に閲覧をしていた社員は確認されていない	**認定事業者からの照会対応**、卒ＦＩＴ電源に係る**非化石証書申請業務等における認定ＩＤの確認**

今回報告された事案概要②

	ID・PWを小売に共有した経緯	小売のシステム閲覧目的
中部電力ＰＧ／ 中部電力ミライズ	・中部電力ミライズ社員の求めに応じて、**メール等でID等を提供** ・分社化前に中部電力の送配電部門の社員から、同社の小売部門の一部社員に対して、**メールでID等を提供**	認定情報確認、**交付金申請エラー解消**、発電事業者からの照会対応、**非化石電力量申請エラー解消等**
関西電力送配電／ 関西電力	・分社化前に送配電部門の社員から、小売部門の一部社員に対して、**メールでID等を提供**	**発電事業者からの照会対応**、**交付金申請エラー解消**、工事申込み受付時の対応
中国電力ＮＷ／ 中国電力	・HD（小売部門）社員の求めに応じて、**メール等でID等を提供** ・中国電力NWに在籍していた社員が**中国電力に異動**。ＩＤ等を異動後も利用	設備情報確認、**認定事業者からの照会対応**、**交付金申請エラー解消**等
四国電力送配電／ 四国電力	・分社化前に送配電部門の社員から、小売部門の一部社員に対して、**ID等を提供**	**交付金申請エラー解消**
九州電力送配電／ 九州電力	・HD（小売部門）社員の求めに応じて、**メール等でID等を提供** ・送配電に在籍していた社員がHD（小売部門）に転出。**送配電在籍時に利用していたID等を異動後も利用**	認定情報確認、**認定事業者からの照会対応**、**交付金申請エラー解消**等
沖縄電力(送配電部門／ 小売部門)	**社内インフラの特定スペースにてID等を掲載**。小売部門と送配電部門に**分離後も小売部門にて閲覧可能な状態**	認定情報確認

今回報告された事案概要③（閲覧項目）

- 今回確認された**再エネ業務管理システムからの主な閲覧項目**は以下のとおり。

（１）認定計画に関する基本情報

設備ID、事業者名、設置者名（企業の場合、代表者名）、事業者住所、規定法人該当性、認定年月日（新規認定）、認定年月日（変更認定）、申請年月日

（２）発電事業の内容に関する情報

運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日、失効に係る情報（失効までの期間等）

（３）再エネ発電設備に関する情報

電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、パネルのメーカー・型式等、配線区分、設備の設置形態（屋根置き等）

電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取

- 報告徴収の結果を受け**適正な情報管理のあり方**及び**適正な競争関係の確保**の観点から意見聴取を実施。
- 全ての一般送配電事業者及びグループ内小売電気事業者の「再エネ業務管理システムに係る**ID・パスワード管理の不徹底**による業務運営について、**情報の適正な管理**及び**適正な競争確保**の観点から**不適切であった**」とし、「**以下の対応をとることが望ましい**」との回答があった。

1. **一般送配電事業者に対して**、その社員等が特定関係事業者の社員等に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩しないよう、**行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じるよう求めること**。
2. **一般送配電事業者に対して**、パスワードの定期的な変更など、**適切なパスワード管理の徹底を求めること**。
3. **再エネ業務管理システムに関し**、**一般送配電事業者に対するID・パスワードの付与方法の見直しを検討すること**。
4. **みなし小売電気事業者に対して**、一般送配電事業者に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、**行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を求めていくこと**。

今回ご議論いただきたい事項

- **一般送配電事業者には、再エネ特措法上、情報の目的外利用の禁止が規定されている中で、中立性確保のため厳格な情報管理**が求められる。また、こうした規律を前提に、**みなし小売電気事業者においても、公正な競争の確保の観点から必要な行動が求められる。**
- こうした中で、今回の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案は、**適正な情報管理のあり方**及び**適正な競争関係の確保の観点から不適切であることに加え、電気事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせる**ものであり、**再発防止を含め厳格な対応**が求められる。
- 加えて、本件は**経済産業省が保有するシステム**に関する情報の取り扱いについての事案であることから、ID等の付与方法の見直しを含めて、**経済産業省が管理するシステム運用の改善を行うことが不可欠**である。
- 本日は、本事案への対応案として上記のような視点からご議論いただきたい。
- なお、大手電力における新電力の顧客情報管理不備・利用問題について、別途電力・ガス基本政策小委員会や電力・ガス取引監視等委員会において行われている議論にも十分に留意する必要がある。

検討の視点①　一般送配電事業者における対応について

- 各一般送配電事業者からの報告では、組織として意図的にみなし小売電気事業者に対して情報を提供したとの事実は確認されていない。一方で、**社員等からの情報漏えいに対して有効な措置を取らない場合には、一般送配電事業者としての中立性の観点からも不適切であり、各社において情報管理を徹底するなど、適切な防止措置を講ずるべき**。

- 一般送配電事業者として情報管理の徹底を行うにあたっては、**①組織としての情報管理のあり方**、**②情報の取り扱いに関する社員の意識のあり方**、**③定期的な社内監査の実施**、などの面から改善が必要である。具体的には、下記のような課題の解消が必要ではないか。

① 組織としての情報管理のあり方

- 送配電社内で**ID等を閲覧できる社員が限定されていなかった**
- **定期的なパスワードの変更がされていなかった**
- 情報セキュリティ**管理体制やマニュアルの形骸化**　　等

② 情報の取り扱いに関する社員の意識のあり方

- 送配電限定でのID等の利用が許可されているという**認識の欠如**
- 業務に際して知り得た**個人情報等を取り扱っているとの認識の欠如**　等

③ 定期的な社内監査の実施　　等

検討の視点②　みなし小売電気事業者における対応について

- 各みなし小売電気事業者からの報告では、再エネ業務管理システムの不正閲覧した情報を、組織又は個人としても、**営業活動に使用したという事実は確認されていない**が、不正閲覧した情報の活用による**業務の効率性の点において、小売電気事業者間の適正な競争関係の確保の観点から不適切**であると考えられる。

- 今般の事案においては、主に一般送配電事業者の担当者に対する情報提供の働きかけを行いID等を入手していることから、**①社員の行為規範の策定と社員教育等**を促すとともに、業務上使用する**②外部システムの活用の可否を含めた情報管理体制**、**③定期的な社内監査の実施**、などの面から改善が必要である。具体的には、下記のような課題の解消が必要ではないか。

①　社員の行為規範の策定と社員教育等による徹底

- **関係法令の不知と非公開情報を閲覧することの不適切さの認識不足**　等
- 情報セキュリティ**管理体制やマニュアルの形骸化**

②　外部システムの活用の可否を含めた情報管理体制

- **外部のシステムを運用する際の情報の取り扱い**に関するマニュアルの不存在又は形骸化　等

③　定期的な社内監査の実施　等

検討の視点③　再エネ業務管理システム運用のあり方

- **再エネ特措法**に基づき、**一般送配電事業者には、情報の目的外利用の禁止が規定されている中で**、これまでの**再エネ業務管理システムの運用**では、各一般送配電事業者に対してID等を付与した上で、**その管理のあり方については、一般送配電事業者各社の情報管理体制の下での運用**となっていた。
- 再発防止にあたっては、各一般送配電事業者における対策のほか、**再エネ業務管理システムの運用自体を見直し、ID等の使い回しの禁止や、情報の目的外利用の防止を徹底**することが重要。
- 今回の事案が確認された２月６日以降、**全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止**したが、システム運用の観点からは下記の課題の解消が必要ではないか。

  ①**一般送配電事業者毎に一つのIDの付与**となっていた

  ②**パスワード変更方法やシステムの利用者が、各社の情報管理体制や業務実施体制の下に委ねられていた**

  ③**再エネ業務管理システムへのアクセス状況**等について**監査が行われていなかった**　等
- **システム関係**については、**システム関係の専門家等による外部有識者検討会を新たに開催**し、本日の議論も踏まえ、**システム運用の議論・見直しや、フォローアップを行っていく**。

（参考）業界団体・一般送配電事業者各社の取り組み

- 行為規制等遵守に向けた取り組みについて電気事業連合会及び一般送配電事業者各社からプレスリリースが実施された。（３月１７日）

2023 年 3 月 17 日
電 気 事 業 連 合 会

行為規制等遵守に向けた業界大の取り組みについて

昨年 12 月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次ぎ、電気事業連合会としても取り組むべき内容を検討してまいりましたが、本日の企業倫理等委員会において、以下の内容について取り組んでいくことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

① システム面では、すでに各社において取り組んでいる対策に加え、行為規制遵守をより確実なものとしていくため、みなし小売電気事業者が使用するシステムについて、一般送配電事業者が非公開情報を保有するシステムから物理的に分割することにより、情報遮断を目指していくこと。

② 運用・体制面では、意識改革はもとより各社におけるコンプライアンスを徹底するための組織拡充やモニタリングの充実等を行っていくことに加え、事業者団体として各社の取り組みの実効性を高めるため、2 点の対策を決定。

【コンプライアンス推進本部の設置】
電事連に新たに「コンプライアンス推進本部」を本日（3／17）付で設置すること。外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社へフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を行う。

【電気事業連合会行動指針の改訂】
会員各社も含め、自らの行動を改めて律するため、本日（3／17）付で電事連行動指針（基本的施策）を改訂し、電気事業法、個人情報保護法等の関連法令の遵守を明文化する。

また、同じく本日の当委員会において、金融業界から講師をお招きし、コンプライアンスを徹底するための体制や仕組みと、現場の社員ひとりひとりに法令遵守意識を浸透させるための取り組み等についてお話しいただきました。経営側として、持つべき視点や取るべき方策についても議論させていただき、私どももこうした第三者の知見に真摯に学んでまいります。

以 上

（参考）一般送配電事業者の禁止行為（再エネ特措法上の規定）

- 再エネ特措法上、**一般送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づく供給に関して知り得た認定事業者等に関する情報を**、当該供給に係る業務などの**業務の用に供する目的以外のために利用、提供することは禁じられている**（第19条第1項第1号）。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）　（抄）

（禁止行為等）

第十九条　**一般送配電事業者**及び配電事業者**は**、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、**次に掲げる行為をしてはならない**。

一　**特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給**（電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。）**又は電力量調整供給**（同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。）**の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること**。

二　（略）

2　（略）

3　経済産業大臣は、**前二項の規定に違反する行為があると認めるとき**は、**電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる**。

（参考）一般送配電事業者等に対する報告徴収（再エネ特措法上の規定）

- 再エネ特措法上、**一般送配電事業者、小売電気事業者等に対し、報告徴収及び立入検査を実施することが可能。**（第52条第1項）。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）　（抄）

（報告徴収及び立入検査）
第五十二条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、**一般送配電事業者**、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、**小売電気事業者**又は登録特定送配電事業者**に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる**。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、**当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する**。
一～三　（略）
四　**第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき**。